

## 電気需給約款および重要事項説明書の変更について

平素はイワタニでんきをご愛顧頂き誠にありがとうございます。  
当社は、2025年4月1日より電気需給約款および重要事項説明書の一部を下記の通り変更いたします  
ことをお知らせいたします。  
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 1 変更内容

#### ◇電気需給約款 第39条 解約等

変更前 (3) イ 料金を支払期日をさらに 30 日経過してなお支払われない場合  
□ 他の需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を、  
支払期日をさらに 30 日経過してなお支払われない場合

変更後 (3) イ 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合  
□ 他の需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を、  
支払期日を経過してなお支払われない場合

#### ◇重要事項説明書 14 契約期間および変更・解約等に関する事項

変更前

<当社からの契約変更等>

当社が解除をする場合には、解除日の 15 日前までにご連絡いたします。  
なお、当社が解除をすることができるのは、お客さまが電気需給契約に基づく債務を履行されなかった  
場合、及びお客さまが電気料金を支払期日を 30 日経過してなお支払われない場合などのときになりま  
す。

変更後

<当社からの契約変更等>

当社が解除をする場合には、解除日の 15 日前までにご連絡いたします。  
なお、当社が解除をすることができるのは、お客さまが電気需給契約に基づく債務を履行されなかった  
場合、及びお客さまが電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合などのときになります。

※支払期日…請求書の発行日から30日

### 2 電気需給約款・重要事項説明書の変更日

2025年4月1日

### 3 その他

お客様によるお手続きは必要ありません。